

邑楽町教育委員会会議録	
開会年月日時刻	平成 30 年 6 月 26 日（火）午後 3 時 10 分
閉会年月日時刻	平成 30 年 6 月 26 日（火）午後 4 時 35 分
開会の場所	邑楽町役場 2 階 204 会議室
議案事項	<p>議案第 35 号 邑楽町立学校の事務共同実施組織の編成及び運営に関する規程の一部を改正する規程について</p> <p>議案第 36 号 邑楽町教育委員会における後援等の基準及び手続に関する要綱について</p> <p>議案第 37 号 邑楽町社会教育委員の委嘱について</p> <p>議案第 38 号 邑楽町勤労青少年ホーム運営委員会委員の委嘱について</p> <p>議案第 39 号 公有財産の分類換について</p>
その他	<p>1) 平成 29 年度邑楽町教育委員会点検評価報告書について</p> <p>2) 町内教育施設におけるコンクリートブロック塀の状況について</p> <p>3) 教科書採択における法令遵守について</p> <p>4) 平成 30 年 7 月行事予定について</p> <p>5) 次回教育委員会について</p> <p>6) その他</p>
出席者	<p>教 育 長 大竹 喜代子</p> <p>委 員 黒澤 幸男</p> <p>委 員 岡田 真幸</p> <p>委 員 谷津 洋子</p> <p>委 員 中村 郷志</p>
説明員	<p>学校教育課長 中繁 正浩</p> <p>生涯学習課長 半田 康幸</p> <p>教育委員会書記 高橋 克徳</p>

会議録

<p>議長（大竹）</p>	<p>ただ今より、6月定例教育委員会を開会いたします。 それでは今回の議事録署名人を決定いたします。 岡田委員、中村委員にお願いします。 次に教育長事務報告ですが、私は不在の部分が多かったので、中繁学校教育課長、半田生涯学習課長から説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課長（中繁）</p>	<p>6月24日まで大竹教育長は、病気休暇ということで各種会議等には出席しておりません。そのためほとんどが欠席となっております。その間に私が代理出席させていただいたのは、1件だけございました。5月24日に県庁で県市町村教育長協議会・人事会議が開催され、管理職選考考査などの説明がございました。代理出席については以上でございますが、そのほかに教育長は出席しておりませんが、どのような会議があったのかご報告させていただきます。5月25日は、東部教育事務所の総合訪問がございました。所長以下7名の方が来庁し、今年度の邑楽町の教育行政方針などについて、説明をさせていただきました。6月4日は、管内の校長会がございました。管理職選考考査などの日程などについてお話しさせていただきました。6月11日から6月15日まで、議会の6月定例会がございました。初日の6月11日には、同意3件、承認3件、議案5件が上程され、全て同意、承認、可決をされております。同意案件には、次期教育長の案件もございました。6月12日と13日は、一般質問がございまして、学校教育課関係では、学校給食センターの非常用電源の整備について、学校のトイレ環境についての質問がございました。6月22日には、郡教育委員会連絡協議会の総会と研修会が行われ、教育委員の皆様にご参加をいただきました。23日には安全安心まちづくり推進協議会の総会・防犯講座が開催されました。大泉警察署生活安全課の署員をお招きし、子どもの虐待と振り込め詐欺などの特殊詐欺についての講演がありました。</p>
<p>生涯学習課長（半田）</p>	<p>生涯学習課関連の報告をさせていただきます。5月26日は、中野沼西沼で外来魚駆除大作戦が開催されました。親子連れなど町内外から154名の参加をいただきました。釣り上げた外来魚は昨年より10kgほど多く27.47kgでした。昨年に引き続き、オオクチバスにつきましては、殺処分は行わずに県内の飼養等許可を得ている管理釣り場に移送しました。29日には、先ほどの学校施設訪問の中でご報告しましたが、町民体育館職</p>

会議録

員の事故がございまして、松本公園内で枝の伐採を行っている最中に、転落して大けがを負ってしまいました。今後、労働基準監督署の現地指導もあり得るとの連絡をいただいております。再発防止に取り組んでいきたいと考えているところでございます。31日は、千代田町町民プラザにおいて、郡の社会教育振興会、視聴覚ライブラリー、体育振興会の総会が開催されました。6月1日は、議会の全員協議会がございまして、生涯学習課関連では、前回の教育委員会でご説明いたしました公民館の設置及び管理に関する条例の改正につきましてご説明をいたしました。中野公民館を8月末日で廃止をして、中央公民館と長柄公民館の2館体制にするという内容の条例改正です。また、邑楽町教育委員会における後援等の基準及び手続に関する要綱につきましてご説明をさせていただきました。6月3日は、町内対抗バレーボール大会が開催され、8チームの参加でした。昨年が13チームでしたので、5チーム減ってしまいました。34行政区中8行政区のみの参加ということで、今後どうしていくか大きな課題を残したかなと思っております。4日は、人権教育推進協議会が開催され、人権啓発作品の募集、優秀作品の選考方法、選ばれた優秀作品を活用した啓発方法等について協議を行いました。夕方からは部落解放同盟邑楽支部の総会が開催され、出席してまいりました。7日は、中央公民館のホール愛称選考委員会が開催され、全体で800を超える応募の中から5作品に絞り込みました。7月1日からは、最終選考ということで、投票を行う予定となっております。また、選考結果につきましては、9月1日に開催される中央公民館開館記念式典で発表、表彰等を行う予定でございます。11日から始まりました定例議会では、公民館条例の改正につきましては、全会一致でお認めいただいたところです。また、生涯学習課関連の議会の一般質問につきましては、町民体育館西用地の管理状況と将来の活用方法についてのご質問がございました。また、町民体育館職員の転落事故の今後の対応につきましてご質問がございました。14日は、公民館運営審議会が開催され、審議員の委嘱、役員の選出、それから公民館における若者層利用者を増やす取組等についてご協議をいただきました。24日は、町の剣道大会が開催され、157名のご参加をいただきました。こちらも昨年度は184名の参加ということで、大幅な減少となっております。スポーツ関係の大会などにつきましても、参加者の減少に歯止めがかからない状況となっております。

会議録

<p>議長（大竹）</p>	<p>昨日の 25 日から私が復帰しまして、昨日は早速、郡の教育長会議がありました。管理職試験、郡内教育長研修につきまして話し合いをしました。そして、本日は教育委員会会議、施設訪問、こども園の開園式典が行われ、出席をさせていただきました。</p> <p>何かご質問等ありますか。ないようですので、次に議事に入ります。最初にお諮りしますが、議案第 37 号邑楽町社会教育委員の委嘱について、議案第 38 号邑楽町勤労青少年ホーム運営委員会委員の委嘱については委員委嘱等案件のため、その他の 1) 平成 29 年度邑楽町教育委員会点検評価報告書については意志決定過程中案件のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 14 条 7 項及び第 8 項の規定により、非公開といたしたいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>〔異議なし〕</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>異議なしと認めます。議案第 37 号邑楽町社会教育委員の委嘱について、議案第 38 号邑楽町勤労青少年ホーム運営委員会委員の委嘱について、その他の 1) 平成 29 年度邑楽町教育委員会点検評価報告書については非公開にし、公開案件審議終了後に協議します。</p> <p>それでは、議案第 35 号邑楽町立学校の事務共同実施組織の編成及び運営に関する規程の一部を改正する規程について、中繁学校教育課長説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課長（中繁）</p>	<p>現在、各学校の事務職員が週 2 回中野東小学校に集まり共同事務を行っております。その部屋を共同事務室と呼びますが、その共同事務室として使っている教室を中野東小学校の特別支援教室として使用する必要が生じたので、夏休み中に中野小学校の方に共同事務室を移転したく関係する規程を整理するものでございます。移転先につきましては、中野小学校で以前役場の北庁舎として使用していた、プールの北側にある校舎の部屋を予定しております。</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第 35 号邑楽町立学校の事務共同実施組織の編成及び運営に関する規程の一部を改正する規程について、ご承認頂けますでしょうか。</p>

会議録

	<p>(賛同の声あり)</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>議案第35号邑楽町立学校の事務共同実施組織の編成及び運営に関する規程の一部を改正する規程についてを提案どおりに決定します。 次に議案第36号邑楽町教育委員会における後援等の基準及び手続に関する要綱について、半田生涯学習課長説明をお願いします。</p>
<p>生涯学習課長（半田）</p>	<p>これまで邑楽町教育委員会におきましては、後援等の申請につきましては特に明文化されたものはなく、慣例的に実施してきたところです。中央公民館の開館という大きな出来事を踏まえまして、今後そういった後援等の基準につきましても明確に定める必要があるという判断の中で、新たに制定するものでございます。基本的な内容につきましては、これまで教育委員会でご説明してきたものと字句・表現等は若干変わっている部分がございますが、基本的な内容の変更はございません。第1条の趣旨ですが、教育委員会が後援、協賛又は共催する場合の基準と手続きに関し必要な事項を定めるとしております。第2条の定義ですが、「後援」とは、事業の支援者として単に名を連ねること、つまり名前を貸すだけです。「協賛」とは、事業の支援者として名を連ねるほか、物品の支給等何か賞品や参加賞を提供することです。「共催」とは、事業の主催者に名を連ねるほか、当該事業に必要な協力を行うということで、人的支援あるいは物品の支援、若しくは両方を含んで主催者の一人として参加をするということです。第3条では、対象団体として、国、他の地方公共団体、公益法人その他教育委員会が適当と認める団体としています。ただし、後援等の対象としないものとして、暴力団、あるいは政治的活動及び宗教的活動を目的とする団体というふうに規定させていただいております。第4条では各号のいずれにも該当するものを対象事業と定めております。第1号は広く町民を対象とする事業、第2号は芸術、文化又はスポーツの振興その他の町民の福祉の増進に寄与する事業ということで、この両方を兼ね備えてないといけないということでございます。第2項では協賛の対象となる事業として、町民の福祉の増進に果たす役割が大きいと認められる事業としています。第3項では共催の対象となる事業としては、公益性から判断して教育委員会が共同主催者として事業の</p>

会議録

運営等を行う必要があると認められるものとなっています。第4項は後援等の対象としない例外規定について、1号から8号まで記載しています。第5条は後援等の申請の手続きについて、事業を開始する前に申請書を提出することになっています。ただし、1号から5号まで記載をされているものについて、教育委員会が認めるときは、書類の提出を省略することができるとしています。具体的には、既に邑楽町において長年活動している団体や町が補助金を出して活動状況を日常的に把握している団体につきましては、細々とした書類は提出をしなくてもすむというような内容になっています。第6条は後援等の承認についての手続き、第7条は後援等を一旦出したものについて取消しをする際の手続きについて記載をしています。第8条は事業実績報告書ということで、これまでこの手続きは、行っていなかったわけですが、新たに規定をさせていただき、事業が終了したときは、事業実績報告書を必ず提出をしていただくようになっています。附則では要綱の施行期日を平成30年7月1日としています。7月3日から中央公民館貸出の受付業務が始まるということで、それに合わせて後援等の基準及び手続きについて明確化したいと考えております。なお、この内容につきましては、議員さんから、教育委員会が共同主催者として事業の運営等を行う必要があると認められるものについては、教育委員会が企画段階から主催者と一緒に企画に参加をして、その最終的な成果まで責任を持つような事業に限定すべきだというご指摘をいただいたところでございます。それにつきましては、次のような説明をいたしました。まず、この手続きは具体的な事業が決まっているものについて、主催者から教育委員会に対して後援や協賛、あるいは共催をしてくださいと申請が上がってきたものに対して、教育委員会が、許可したり、却下したりする基準と手続きを定めているもので、申請主義に基づいて行うものです。また、企画の段階から参加することを絶対条件にすると、職員の負担が非常に大きくなってしまおうという懸念があります。その2つの点から全国的にもそこまで厳格な規定を設けているところは非常に少ない状況です。そのような状況をお話しした上で、できればこの規定のままやっていきたいとお話をいたしました。議員さんからは要綱であり教育委員会が決めることなので、最終的にどのような結果になるのか教育委員会に任されるべきだというふうに考えているけれども、安易に共催というものが使われて、使用料の減免がされ

会議録

	<p>るということについては、やはり慎重であるべきだというご意見がありましたので、お伝えをさせていただきます。</p>
議長（大竹）	<p>第6条の後援等の承認等については、教育委員会を開いて承認することですか。</p>
生涯学習課長（半田）	<p>教育委員会の教育長に対する事務委任規則というのが決められております。膨大な教育委員会の事務の中で教育委員会の会議にかけて、みなさまにご審議いただき、議決をいただかなくてはならない事項と、それ以外の教育長限りで決裁をしていいものを仕分けするための規則となっています。その教育長への事務委任規則の中では、後援等の承認などについては、委任される事項の中に含まれており、教育長限りで決められるということになっています。今までも年間に何十件と申請がありますので、それを一つ一つ教育委員会にかけることはしていなかったわけです。今後も同様の扱いになろうかと思いますが、例えば、教育長が教育長限りで判断するのにどうしたらいいか迷うような場合や、重大な案件については、教育委員会の中で議論や相談をしながら、決定をしていくということだと思います。</p>
教育委員（黒澤）	<p>協賛と共催は、使用料の減免の余地を残しているわけですか。</p>
生涯学習課長（半田）	<p>共催だけが使用料が減免されます。</p>
教育委員（黒澤）	<p>協賛は駄目ですね。</p>
生涯学習課長（半田）	<p>協賛は単に物品を提供するだけですので、参加賞を教育委員会ですと出さとか、そういう場合のみです。</p>
教育委員（黒澤）	<p>使用料の減免は共催のみですね。</p>
生涯学習課長（半田）	<p>そうですね。しかし、そもそも減免の対象として公共的団体については、50%減免とか、100%減免とかあります。</p>
教育委員（黒澤）	<p>後援でもなるわけですか。</p>

会議録

<p>生涯学習課 長（半田）</p>	<p>後援でも、主催団体が公共的団体であれば最初から 50%又は 100%の減免の対象になっています。それ以外の部分について、例えば 50%減免のものを 100%減免にする場合、あるいは全く減免のないものについて何らかの減免をする場合については、改めてこの共催というようなものでないと、なかなか減免の対象にはならないということになります。教育委員会が特に認めれば減免の対象になる場合もありますので、必ずしも共催でないと減免の対象にはならないということではありませんが、共催になっていれば自動的に減免の対象となります。</p>
<p>教育委員（黒澤）</p>	<p>ボランティア団体や奉仕団体などがアイバンクなどに寄付をして、邑楽町に後援してもらう場合には、使用料減免の余地はありますか。</p>
<p>生涯学習課 長（半田）</p>	<p>後援の場合は、イコール減免ということにはならないですね。例えばチャリティの趣旨なり、あるいは公演の内容について、個別に判断をして公共性が高いと判断した場合は、教育委員会が認める場合、あるいは町長が認める場合ということで、減免の対象とすることは可能です。または、共催の申請をしていただいて、その価値があると判断した場合は、改めて減免申請をしなくても、その共催の許可をもって減免の対象になります。</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>企画の段階で相談していただければいいかなと思います。</p>
<p>生涯学習課 長（半田）</p>	<p>他市町村では、興行的内容でも共催となっている場合が多くあります。例えば、持ち込みの企画があったとき、町には予算がないが、1つの興行をやるのに 100 万円、200 万円お金がかかるけれども内容的にはぜひやりたいというような場合に、共催という形にしまして、主催者に基本的にはすべてチケットを用意していただいて、ギャラも払っていただき、町は使用料の減免をするという形で協力をするというような事例です。結果的には町民の皆さんも、コンサートなり演劇なりを楽しむことができ、町民の利益になるような形で、共催という扱いにする場合が多いです。近隣の太田市や足利市や館林市では、そのような共催でやっている事例は多いです。邑楽町でも同じように使われる可能性が高いので、あまり厳密に企画段階から教育委員会が直接携わる場合ではない場合で</p>

会議録

<p>議長（大竹）</p>	<p>も、共催というのもあり得るかなということで、想定をしているところ です。</p> <p>ほかにありますか。ないようですので、議案第 36 号 邑楽町教育委員会に おける後援等の基準及び手続に関する要綱について、御承認頂けますで しょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>議案第 36 号 邑楽町教育委員会における後援等の基準及び手続に関する要 綱についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に議案第 39 号 公有財産の分類換について、半田生涯学習課長説明をお 願いします。</p>
<p>生涯学習課 長（半田）</p>	<p>現在、普通財産として総務課が管理をしております土地について、教育 委員会に行政財産として移すということでございます。具体的には、中 央公民館の敷地になりますが、今までは職員駐車場ということで総務課 が管理していましたが、7 月から中央公民館の貸出受付を開始し、実際に 町民の方が出入りをして、利用を始めるということですので、正式に教 育委員会の方に所管を移したいということでございます。</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第 39 号 公有 財産の分類換について、御承認頂けますでしょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p>
<p>議長（大竹）</p>	<p>議案第 39 号 公有財産の分類換についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次にその他の 2) 町内教育施設におけるコンクリートブロック塀の状況に ついて、中繁学校教育課長説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課 長（中繁）</p>	<p>6 月 18 日に大阪で震度 6 弱だったと思いますが、大きな地震が発生し、 プールのブロック塀が倒壊して、登校中の小学生が犠牲になるという痛 ましい事案が発生しました。これを受けまして学校教育課では急遽、各 学校施設のブロック塀について独自に点検をし、高さと控え壁の状態を</p>

会議録

	<p>確認したところでございます。その結果、3校のブロック塀について、現在の建築基準法施行令に合致しないおそれがあるということが判明をいたしました。1箇所目は、高島小学校です。校庭の南側にあります旧北保育園用地のブロック塀の一部が残っており、この高さが1m20cmを超え、控え壁がない状態になっています。2箇所目は、長柄小学校です。校庭の南西にあります学童保育所用地のブロック塀です。この高さが1m20cmを超えており控え壁があるのですが、その控え壁の高さが低く、数も少ないという状況になっております。3箇所目は、邑楽南中学校です。プールの南側と北側にブロック塀がありまして、その高さが1m20cmを超え、控え壁がない状態になっています。これらにつきましては、今あるブロックの上部を撤去して、1m20cm以下になるように低くしたり、あるいはブロックを撤去して、新しくフェンスにするなどの対応を考えているところでございます。</p>
議長（大竹）	<p>教育委員会でも調査をして、対策をしようということで進んでおりますので、ご承知おきいただければと思います。何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、次にその他の3)教科書採択における法令遵守について、中繁学校教育課長説明をお願いします。</p>
学校教育課長（中繁）	<p>教科書採択におきまして公正確保と法令遵守について、昨年もお話ししておりますが、教育委員の皆様確実に周知するとともに確認をさせていただくことから、別紙の「教科用図書採択に係る確認書」の提出をお願いするものでございます。</p>
議長（大竹）	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、次にその他の4)平成30年7月行事予定について、中繁学校教育課長・半田生涯学習課長説明をお願いします。</p>
学校教育課長（中繁）	<p>学校教育課の7月の主な予定行事を読みあげる。</p>
生涯学習課長（半田）	<p>生涯学習課の7月の主な予定行事を読みあげる。</p>

会議録

議長（大竹）	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、次にその他の5) 次回の教育委員会についてですが、7月25日（水）午前9時30分からで どうでしょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p>
議長（大竹）	<p>それでは次回の教育委員会は7月25日（水）午前9時30分から行うこ とに決定しました。ここで公開案件は終わりにします。次に非公開案件 に入ります。議案第37号邑楽町社会教育委員の委嘱についてを議題とし ます。</p> <p>以下非公開</p>
議長（大竹）	<p>議案第37号邑楽町社会教育委員の委嘱についてを提案どおりに決定しま す。</p> <p>次に議案第38号邑楽町勤労青少年ホーム運営委員会委員の委嘱について を議題とします。</p> <p>以下非公開</p>
議長（大竹）	<p>議案第38号邑楽町勤労青少年ホーム運営委員会委員の委嘱についてを提 案どおりに決定します。</p> <p>次にその他の1) 平成29年度邑楽町教育委員会点検評価報告書について を議題とします。</p> <p>以下非公開</p> <p>以上で6月の教育委員会を閉会します。</p>